

役員等報酬規程

社会福祉法人 高宮美土里福祉会

社会福祉法人高宮美土里福社会役員等報酬規程

(制定 平成5年 5月17日) 改正 平成 6年 3月19日
改正 平成14年 3月29日
改正 平成16年12月23日
改正 平成23年 3月22日
改正 平成28年12月20日
改正 平成29年 6月20日
改正 令和 3年 3月 8日

(目的)

第1条 社会福祉法人高宮美土里福社会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬並びに費用弁償に関する事項について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（「週3日以上勤務する者・この法人を主たる勤務場所とする者」）報酬、賞与、退職手当及び通勤手当
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）報酬

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、準職員給与規程第15条の規定に準じる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第4に掲げる報酬等の区分に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(その日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条に準じた日)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内

2 非常勤役員等に対する報酬の支給の時期は、次の各号に定める時期とする。

(1) 報酬の締切日 毎月15日

(2) 報酬の支給日 毎月25日(その日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条に準じた日)

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は公布の日から施行し、平成3年4月1日より適用する。

附 則

1. 平成6年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年 3月29日より施行する。

附 則

この規程は、平成17年 1月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年 6月20日より施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 3月25日より施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
業務執行理事	月額200,000円

別表第2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1.0か月分
12月の賞与	報酬月額×1.5か月分

別表第3（常勤役員等の退職手当）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

※上記係数は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に定められた支給乗率とする。

別表第4（非常勤役員等の報酬）

区 分	日 額
評議員	8,000円
理事長	12,000円
理事	10,000円
監事	10,000円

役員等に支給する報酬等総額案

区 分	人 数	年 総 額（最高限度額）
理 事	6人	3,700,000円以内
監 事	2人	200,000円以内

なお、職員兼務理事の職員分の給与は含まない。